

山梨県移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱

(趣旨)

第1 山梨県移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要綱により、基本的な事項を定める。

(事業の実施)

第2 「山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び市町村におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、県と市町村が共同して、移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業を実施する。

(地域再生計画の作成等)

第3 移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、県と市町村が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町村の協力を得て、県が代表して行うものとする。

(各事業の概要)

第4 移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業の概要は、以下のとおりである。

1 移住支援事業

県が行うマッチング支援事業又は起業支援事業と連携し、東京圏から移住して就業又は起業等しようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、県と居住地の市町村が協働して移住支援金を給付する。

2 マッチング支援事業

県は、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営するとともに、市町村や経済団体等の協力を得て選定した中小企業等についての求人広告の作成支援と当該求人広告のサイトへの掲載を行う。

3 地方就職学生支援事業

東京圏の大学を卒業して、県内の企業に就業する者が地方就職支援金の要件を満たす場合に、山梨県と居住地の市町村が共同して地方就職支援金を給付する。

4 起業支援事業

県は、起業支援機関を設置して社会的事業の起業及び Society5.0 関連事業等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業した者(以下、「起業者」という。)を支援し、事業立ち上げに関する伴走支援を行うとともに、起業、事業承継又は第二創業に必要な経費の一部の補助を行う。

(移住支援事業、マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業)

第5 移住支援事業、マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業は、次のとおり実施する。

1 移住支援事業

県は、事業の制度設計・全体管理、地方創生推進交付金の申請、実績報告、受領及び返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、市町村は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理及び当該市町村が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給

市町村は、①に定める要件を満たす者のうち、②、③又は④の要件を満たす就職又は起業をした者等の申請に基づき、⑤に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円をそれぞれ上限として、移住支援金を支給する。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)していたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。)
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者(ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。)については、通学期間を修業年限を上限(ただし、

高等専門学校は2年を上限)として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 交付金の交付決定がされた後であって、県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、県内に転入したこと。
- b 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- c 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) 市町村が独自に設定する要件

市町村において移住者支援施策の観点から必要と認める場合に、独自に設定する要件。

(エ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他県及び市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就職に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、県が移住支援金の対象として「山梨県移住支援・就業マッチングサイト」、又は他の道府県における同様のサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等(法人並びに個人事業主及び法人格を持たない団体をいう。以下同じ。)への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて2(1)①に示す対象法人等に就業していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、上記マッチングサイトに移住支援金の対象求人として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意志を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

③ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

④ 起業に関する要件

第6に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

⑤ 申請・支給方法

(ア) 事前相談

移住支援金の申請をしようとする者は、原則として、県又は移住しようとする市町村において事前相談を行うものとする。

(イ) 申請

移住支援金の申請者は、別途移住先の市町村が定める交付要綱等に基づき、必要な書類を移住先の市町村に提出するものとする。

申請者から提出のあった「就業証明書」について、必要に応じて、県が事前に内容を確認するものとする。

(ウ) 支給方法

(イ)の申請を受け付けた市町村は、上記①の要件を満たし、かつ②、③又は④の要件に該当すると認めるときは、交付決定を行い、移住支援金を支給するものとする。

(2) 移住支援金の返還

市町村は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び対象となる移住支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を支給した市町村から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を支給した市町村から転出した場合

(3) 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、移住支援金の申請情報、移住支援金受給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに県と共有することとする。

県は、起業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町村と共有することとする。

その他県は、事務が適切に実施されるよう、国との調整、財務事務等に係る助言の実施を図るものとする。

2 マッチング支援事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

県は、①に定める要件を満たす移住支援金の対象法人等の求人情報を掲載する等のため、「山梨県移住支援・就業マッチングサイト」の開設及び運営を行う。

① マッチングサイトに掲載する支援金対象法人等の共通要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 「山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる基本目標の実現のため、地域経済への波及効果等の観点から、地域にとって重要な業種であること。

(イ) 官公庁並びに独立行政法人、第三セクター(出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)及び一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立・出資等している主体でないこと。

(ウ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(資本金概ね50億円未満の法人等であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人等を除く。)でないこと。

(エ) みなし大企業でないこと。(ただし、上記(ウ)の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない)

(オ) 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人等(勤務地限定型社員(東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。)を採用する法人等を除く。)ではないこと。

(カ) 雇用保険の適用事業主であること。

(キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(ク) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(2) 移住支援金の対象法人等の選定

県は、以下の申請が(1)①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人等の登録を行うものとする。

① 申請

移住支援金の対象法人等の登録申請者は、申請書(様式1)に加え、(1)①の要件に該当することを証する書類を県に提出する。

ただし、申請を行うことができるのは、別途県が指定する説明会等に参加した法人等とする。

② 登録

県は、①の申請が(1)①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人等の登録を行うものとする。

(3) 効果的な求人広告の作成支援

県は、移住支援金の対象法人等が効果的な求人広告をマッチングサイトに掲載できるよう、以下の取組を行うものとする。

- ① 県又は県が委託した人材紹介会社、地域金融機関、経済団体等による、中小企業等に対する求人広告に係るセミナー等の開催
- ② 県又は県が委託した人材紹介会社、地域金融機関、経済団体等による、中小企業等に対する求人広告・採用ページ作成の個別指導・支援

(4) 選定企業、掲載求人情報に係る情報共有

県は、マッチング支援における対象法人等及び掲載求人情報について、市町村と共有することとする。

3 地方就職学生支援事業

県は、事業の制度設計・全体管理、デジタル田園都市国家構想交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、市町村は、申請受付・要件確認、地方就職支援金の支給、定着の確認、債権管理を担うものとする。

地方就職支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 地方就職支援金の支給

市町村は、申請時において①及び②の要件を満たす者の申請に基づき、③に定める方法により、往復交通費の2分の1に相当する額の地方就職支援金を支給する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内(条件不利地域を除く)のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学を卒業する見込みであること。
- b 大学の卒業年度において、東京圏内(条件不利地域を除く)に継続して在住していること。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 東京圏以外の地域又は東京圏のうち条件不利地域に所在する企業に就職することが内定していること。
- b 卒業後に上記内定企業に就職し、東京圏以外の地域又は東京圏のうち条件不利地域に移住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他申請者の居住する県又は市町村が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

② 就業に関する要件

次に掲げる(ア)及び(イ)に該当すること。

(ア)就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が県内に所在すること。
- b 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- c 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- d 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。
- e 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(イ)就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- b 当該地域(県内かつ移住先市町村から通勤が可能な地域)への勤務地限定型社員としての採用予定であること。

③ 申請・支給方法

(ア)事前相談

地方就職支援金の申請者は、原則として、県又は移住しようとする市町村において事前相談を行うものとする。

(イ)申請

地方就職支援金の申請者は別途移住先の市町村が定める交付要綱等に基づき、必要な書類を移住先の市町村に提出するものとする。

(ウ)支給方法

市町村は、(イ)の申請が上記①及び②の要件に該当すると認めるときは、交付決定を行い、地方就職支援金を支給するものとする。

(2) 地方就職支援金の返還

市町村は、地方就職支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び対象となる地方就職支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

- (ア)虚偽の申請等をした場合
- (イ)申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
- (ウ)申請から1年以内に申請先市町村に転入しなかった場合
(ただし、申請時に既に申請先市区町村に住民票がある場合を除く)
- (エ)就業から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合
(ただし、退職日から3カ月以内に(1)②の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く)
- (オ)申請先市町村への転入日から3年未満で申請先市町村から転出した場合
- ② 半額の返還
申請先市町村への転入日から3年以上5年以内に申請先市町村から転出した場合

(3) 地方就職支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、地方就職支援金の申請情報、地方就職支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに県に共有することとする。

(起業支援事業)

第6 起業支援事業は、次のとおり実施する。

1 起業支援金の給付

県は、県内において、(1)に定める要件を満たす者のうち、(2)に定める要件を満たす事業の起業者に対して、当該起業者が要した(3)に定める経費の2分の1に相当する額を、起業支援金として交付する。ただし、起業支援金の額は最大200万円とする。

(1) 対象者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 国の交付決定日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。又は、国の交付決定日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに Society5.0 関連事業等の付加価値の高い産業分野での、地域課題の解決に資する社会的事業を、事業承継又は第二創業により実施する個人事業主若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の代表者となる者であること。
- ② 県内に居住していること、若しくは起業支援事業の事業期間完了日までに県内に居住することを予定していること。
- ③ 法人の登記若しくは個人事業の開業の届出を本県で行う者。又は、事業承継若しくは第二創業により新たに実施する事業を本県で行う者。
- ④ 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。
- ⑤ 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

(2) 対象となる事業に関する要件

- ① 社会的事業の要件を満たすこと。
次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 起業等をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題解決に資すること(社会性及び必要性)
 - (イ) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること(事業性)
 - (ウ) 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性向上につながるデジタル技術を活用していること(デジタル技術の活用)
- ② 県内で実施する事業であること。
- ③ 国の交付決定日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに新たに起業する又は、Society5.0 関連事業等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業した事業であること。

(3) 対象経費

起業者が起業、事業承継又は第二創業に要する経費

人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費 等

※ただし、起業支援事業の公募開始日以降に発生した経費で、かつ、事業期間完了日までに支払を完了するものに限る。

2 交付手続

(1) 申請

起業支援金の支給を申請する者は、本人確認書類に加え、1(1)及び(2)の要件に該当することを証する書類を県に提出する。

(2) 交付方法

県は、社会的事業に知見を有する者等の外部有識者を含む審査委員会を設置するとともに、当該審査委員会の審査を経て県が(1)の申請が1(1)及び(2)の要件に該当すると認めるときは、起業支援金を支給するものとする。

3 執行体制

県は、起業支援事業の効果的・効率的な執行を図るため、別途公募・選定を通じて、1及び2の業務を行う執行団体(事務局)を置くものとする。

(財源の負担割合)

第7 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第5の1に定める移住支援事業

(1) 移住支援金

移住支援金の地方負担については、県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国からデジタル田園都市国家構想交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

(2) 移住支援金の支給に係る事務経費

移住支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、県は、当該2分の1に相当する額に、市町村の移住支援金の支給に係る事務経費に充てるために国からデジタル田園都市国家構想交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付する。

2 第5の2に定めるマッチング支援事業

事業費の地方負担については、県が負担する。

3 第5の3に定める地方就職学生支援事業

(1) 地方就職支援金

地方就職支援金の地方負担については、県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、県は、当該2分の1に相当する額に、地方就職支援金に充てるために国からデジタル田園都市国家構想交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

(2) 地方就職支援金の支給にかかる事務経費

地方就職支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、県は、市町村の地方就職支援金の支給に係る事務経費に充てるために国からデジタル田園都市国家構想交付金として交付を受けた額を市町村に交付する。

3 第6に定める起業支援事業

事業費の地方負担については、県が負担する。

(協力)

第8 県と市町村は、移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業の実施に必要な事項は、市町村と調整したうえで県が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、令和元年12月20日から実施する。
- 3 この要綱は、令和2年7月21日から実施する。
- 4 この要綱は、令和2年12月22日から実施する。
- 5 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
- 6 この要綱は、令和3年6月9日から実施する。

- 7 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
- 8 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。
- 9 この要綱は、令和5年6月23日から実施する。
- 10 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。